

## 熊本県立大学学則（案）

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 - 第 8 条）
- 第 2 章 審議機関等（第 9 条 - 第 1 2 条）
- 第 3 章 学年、学期及び休業日（第 1 3 条 - 第 1 5 条）
- 第 4 章 修業年限及び在学期間（第 1 6 条・第 1 7 条）
- 第 5 条 入学（第 1 8 条 - 第 2 3 条）
- 第 6 章 再入学、転入学、編入学、転学部、転学科及び転専攻（第 2 4 条 - 第 2 8 条）
- 第 7 章 休学、復学、退学、転学及び除籍（第 2 9 条 - 第 3 5 条）
- 第 8 章 授業科目及び単位の修得等（第 3 6 条 - 第 4 6 条）
- 第 9 章 卒業、学士号及び免許状等（第 4 7 条・第 4 8 条）
- 第 1 0 章 研究生、科目等履修生、特別聴講生及び外国人留学生（第 4 9 条 - 第 5 3 条）
- 第 1 1 章 授業料等（第 5 4 条）
- 第 1 2 章 厚生施設（第 5 5 条 - 第 5 7 条）
- 第 1 3 章 賞罰（第 5 8 条・第 5 9 条）
- 第 1 4 章 地域貢献（第 6 0 条）
- 第 1 5 章 雑則（第 6 1 条 - 第 6 2 条）

## 附則

## 第 1 章 総則

## （目的）

第 1 条 熊本県立大学（以下「本学」という。）は、豊かな教養と高度な専門性を有し、総合的な知識と実践力、創造力を備えた有為な人材を育成するとともに、研究成果を社会に還元し、教育研究資源を地域に提供することを通じて、熊本県ひいては国際社会の発展に寄与することを目的とする。

## （自己点検・評価等）

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、もって前条に掲げる本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号。）第 6 9 条の 3 第 2 項に規定する認証評価機関の評価を受けるものとする。

3 前 2 項の点検及び評価の結果については、刊行物への掲載その他、広く周知を図ることができする方法により公表するものとする。

4 前 3 項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究等の状況の公表)

第3条 本学は、教育研究活動の状況並びに組織及び運営の状況を、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法により公表するものとする。

2 前項に規定する公表に関し必要な事項は、別に定める。

(学部、学科、専攻、入学定員及び収容定員)

第4条 本学に次の学部を置く。

文学部

環境共生学部

総合管理学部

2 前項に規定する学部に置く学科、専攻、入学定員及び入学定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	入学定員	収容定員
文学部	日本語日本文学科		40人	160人
	英語英米文学科		40人	160人
環境共生学部	環境共生学科	生態・環境資源学 専攻	20人	80人
		居住・環境学専攻	40人	160人
		食・健康環境学専 攻	40人	160人
総合管理学部	総合管理学科		280人	1,120人

(大学院)

第5条 本学に、大学院を置く。

2 この学則に定めるもののほか、大学院に関し必要な事項は、別に定める。

(地域連携センター)

第6条 本学に、地域連携センターを置く。

2 地域連携センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

(学術情報メディアセンター)

第 7 条 本学に、学術情報メディアセンターを置く。

2 学術情報メディアセンターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

(職の設置等)

第 8 条 本学に、次の職員を置く。

(1) 学長、副学長、学部長、研究科長、地域連携センター長、学術情報メディアセンター長、教授、助教授、講師及び助手

(2) 事務局長、事務局次長、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_

2 前項に定めるもののほか、本学の職員組織は、別に定める。

第 2 章 審議機関等

(教育研究会議)

第 9 条 本学に教育研究会議を置き、公立大学法人熊本県立大学定款第 2 1 条の定めによる者をもって構成する。

2 教育研究会議の招集及び議事並びに審議事項は、公立大学法人熊本県立大学定款第 2 1 条から第 2 3 条までの定めによる。

3 前 2 項に定めるもののほか、教育研究会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(運営調整会議)

第 1 0 条 本学の運営全般に係る企画、審議及び実施に関する調整等を行うため、運営調整会議を設置する。

2 運営調整会議に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第 1 1 条 各学部教授会を置く。

2 教授会は、教授、助教授及び常勤の講師をもって組織する。

3 教授会は、学部長が招集する。

4 教授会に議長を置き、学部長をもって充て、教授会を主宰する。

5 教授会は、当該学部に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 教育課程の編成に関する事項

(2) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

(3) 学生の入学、卒業その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項

(4) 第 2 条に定める自己点検、評価に関する事項のうち、当該学部に係る事項

(5) その他教育研究に関する重要な事項

6 前 5 項に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会等)

第 1 2 条 本学の教育研究及び学生支援等に関する企画調整・審議を行うため、委員会又

は必要な組織（以下「委員会等」という。）を置くことができる。

## 2 委員会等に関し必要な事項は、別に定める。

### 第3章 学年、学期及び休業日

（学年）

第13条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第14条 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第15条 授業を行わない日(以下この条において「休業日」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、学長は、必要と認めるときは、教育研究会議の議を経て休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の規定により休日とされる日

(3) 開学記念日 5月2日

(4) 春季休業日 3月25日から4月8日まで

(5) 夏季休業日 8月11日から9月30日まで

(6) 冬季休業日 12月24日から翌年1月9日まで

### 第4章 修業年限及び在学期間

（修業年限）

第16条 本学（大学院を除く。第11章及び第13章を除き、以下同じ。）の修業年限は、4年とする。

（在学期間）

第17条 本学には、8年を超えて在学することができない。

### 第5章 入学

（入学の時期）

第18条 本学の入学の時期は、学年の始めとする。

（入学資格）

第19条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 69 条第 3 号に規定する文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 56 条第 2 項の規定により他の大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

(入学の出願)

第 20 条 本学への入学を志望する者は、指定する期日までに、手数料及び本学所定の書類を添えて入学願書を学長に提出しなければならない。

(入学者の決定)

第 21 条 学長は、本学への入学を志望する者について学科試験等により選考のうえ教授会及び教育研究会議の議を経て入学の適否を決定する。

2 前項の学科試験等による選考に関し必要な事項は、教授会及び教育研究会議の議を経て学長が定める。

(入学手続)

第 22 条 前条の規定により本学の入学者としての決定を受けた者は、指定する期日までに、宣誓書その他の本学所定の書類を提出しなければならない。

(入学の許可)

第 23 条 学長は、前条に規定する入学手続を完了した者に本学への入学を許可するものとする。

2 前項の規定により本学への入学を許可された者は、指定する期日までに、入学金を納付しなければならない。

## 第 6 章 再入学、転入学、編入学、転学部、転学科及び転専攻

## (再入学)

第 2 4 条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者で本学への再入学を志望するものがあるときは、選考のうえ再入学を許可することができる。

(1) 第 3 2 条の規定により退学した者

(2) 第 3 4 条第 2 号、第 3 号又は第 4 号の規定により除籍された者

2 前項の再入学は、退学又は除籍の日から起算して 3 年以内に限り出願することができる。

## (転入学)

第 2 5 条 学長は、本学に他の大学から転入学を志望する者があるときは、選考のうえ転入学を許可することができる。

## (編入学)

第 2 6 条 学長は、大学、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は大学を退学した者で本学に編入学を志望するものがあるときは、選考のうえ編入学を許可することができる。

## (転学部、転学科及び転専攻)

第 2 7 条 学長は、転学部、転学科又は転専攻を志望する者があるときは、選考のうえ転学部、転学科又は転専攻を許可することができる。

## (委任)

第 2 8 条 この章に定めるもののほか、本学における再入学、転入学、編入学、転学部、転学科又は転専攻に関し必要な事項は、教授会及び教育研究会議の議を経て学長が定める。

## 第 7 章 休学、復学、退学、転学及び除籍

## (休学)

第 2 9 条 病気その他特別の理由により引き続き 2 月以上本学に修学することができない者で、休学しようとするものは、学長の許可を受けなければならない。

2 学長は、病気その他特別の理由により本学における修学に適しないと認められる者に対し休学を命ずることができる。

## (休学期間)

第 3 0 条 前条の規定による休学の期間（以下この条において「休学期間」という。）は、1 年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、学長は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。

3 休学期間は、第 1 7 条に規定する在学期間には算入しない。

(復学)

第 3 1 条 第 2 9 条の規定により休学している者で、その休学期間中に休学の理由が消滅し、本学に復学しようとするものは、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第 3 2 条 病気その他特別の理由により本学を退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(転学)

第 3 3 条 本学から他の大学へ転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 3 4 条 学長は、本学の学生（以下「学生」という。）で次の各号のいずれかに該当するものを教授会及び教育研究会議の議を経て除籍することができる。

- (1) 第 1 7 条に規定する在学期間を超えた者
- (2) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (3) 第 3 0 条第 2 項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

(委任)

第 3 5 条 この章に定めるもののほか、休学、復学、退学、転学及び除籍に関し必要な事項は、教授会及び教育研究会議の議を経て学長が定める。

#### 第 8 章 授業科目及び単位の修得等

(授業科目の区分)

第 3 6 条 本学の授業科目を分けて、教養科目群、専門科目群、教職に関する専門科目群及び自由科目群とする。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第 3 7 条 前条に規定する区分ごとの授業科目、単位数及び履修方法は、教授会及び教育研究会議の議を経て、学長が別に定める。

(単位の計算方法)

第 3 8 条 本学の授業科目の単位の計算方法は、1 単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて 4 5 時間とし、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、1 5 時間から 3 0 時間の範囲内で別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、3 0 時間から 4 5 時間の範囲内で別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(他の学部の授業科目の履修等)

第 39 条 学生は、他の学部又は他の学科の授業科目を履修することができる。

2 前項に規定する他の学部又は他の学科の授業科目の履修に関し必要な事項は、教授会及び教育研究会議の議を経て学長が定める。

(大学院の授業科目の履修等)

第 40 条 学生は、別に定める基準を満たす場合に限り、本学大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項に規定する本学大学院の授業科目の履修に関し必要な事項は、教授会及び教育研究会議の議を経て学長が定める。

(他の大学等における授業科目の履修)

第 41 条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、学長は、60 単位を超えない範囲内で卒業の要件となる単位として認めることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 42 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 学長は、前項の規定により修得した単位については、前条第 2 項の規定により認める単位数と合わせて 60 単位を超えない範囲内で卒業の要件となる単位として認めることができる。

(単位の修得の認定)

第 43 条 本学の授業科目の単位の修得の認定は、当該授業への出席の状況及び試験の結果に基づき行うものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 44 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、卒業の要件となる単位として認めることができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第 42 条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。この場合において、学長は、当該単位については、卒業の要件となる単位として認めることができる。

3 第 1 項及び前項後段の規定により認めることのできる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、第 41 条第 2 項及び第 42 条第 2 項の規定により卒業の要件となる単位として認められた単位数と合

( 40 × 34 )



わせて60単位を超えないものとする。

(成績)

第45条 本学の授業科目の成績は、秀、優、良、可及び不可の5種の評語をもって表し、秀、優、良又は可を合格とする。ただし、これによりがたい場合は、合及び否の評語をもって表し、合を合格とする。

(委任)

第46条 この章に定めるもののほか、本学の授業科目の履修、単位の修得の認定に係る出席状況及び試験並びに成績の評価に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。

### 第9章 卒業、学士号及び免許状等

(卒業の認定等)

第47条 学長は、本学に4年以上在学し、かつ、第37条の規定により所定の授業科目を履修し、文学部は125単位以上、環境共生学部は136単位以上、総合管理学部は130単位以上を修得した者について、教授会の議を経て卒業を認定する。

2 学長は、前項の規定により卒業を認定した者に卒業証書及び学士の学位を授与する。

3 前項に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、教授会及び教育研究会議の議を経て、学長が定める。

(免許状等)

第48条 次の表の左欄に掲げる学科及び専攻において所定の授業科目を履修しその単位を修得するほか、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）別表第1及び別表第2の2に定める単位を修得した者は、それぞれ次の表の右欄に掲げる種類の免許状を得ることができる。

学科及び専攻	免許状の種類
文学部日本語日本文学科	中学校教諭一種免許状（国語）
	高等学校教諭一種免許状（国語）
文学部英語英米文学科	中学校教諭一種免許状（英語）
	高等学校教諭一種免許状（英語）
環境共生学部環境共生学科生態・環境資源学専攻	中学校教諭一種免許状（理科）

	高等学校教諭一種免許状（理科）
環境共生学部環境共生学科食・健康環境学専攻	中学校教諭一種免許状（理科）
	中学校教諭一種免許状（家庭）
	高等学校教諭一種免許状（理科）
	高等学校教諭一種免許状（家庭）
	栄養教諭一種免許状
総合管理学部総合管理学科	中学校教諭一種免許状（社会）
	高等学校教諭一種免許状（公民）
	高等学校教諭一種免許状（商業）
	高等学校教諭一種免許状（情報）

2 環境共生学部環境共生学科食・健康環境学専攻において所定の授業科目を履修しその単位を習得するほか、教授会及び教育研究会議の議を経て、学長が別に定める授業科目を履修し、その単位を修得した者は、栄養士の免許証又は管理栄養士国家試験を受験する資格を得ることができる。

第10章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生  
(研究生)

第49条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志望する者があるときは、選考のうえ本学の研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第50条 学長は、本学において特定の授業科目を履修することを志望する者があるときは、選考のうえ本学の科目等履修生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第51条 学長は、他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志望する

ものがあるときは、当該他の大学との協議に基づき、本学の特別聴講学生として聴講を許可することができる。

(外国人留学生)

第 5 2 条 学長は、外国人で本学に入学を志望するものがあるときは、選考のうえ本学の外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の外国人留学生に対しては、第 3 7 条の規定にかかわらず、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(委任)

第 5 3 条 この章に定めるもののほか、本学の研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生に関し必要な事項は、教授会及び教育研究会議の議を経て学長が定める。

#### 第 1 1 章 授業料等

第 5 4 条 授業料、入学金その他の費用の徴収については、別に定める。

#### 第 1 2 章 厚生施設

(保健室)

第 5 5 条 本学に保健室を置き、健康管理及び応急処置を行う。

(その他の厚生施設)

第 5 6 条 前条に規定するもののほか、本学に必要な厚生施設を置く。

(委任)

第 5 7 条 この章に定めるもののほか、厚生施設の運営に関し必要な事項は、教育研究会議の議を経て学長が定める。

#### 第 1 3 章 賞罰

(表彰)

第 5 8 条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者を教授会及び教育研究会議の議を経て表彰することができる。

(懲戒)

第 5 9 条 学長は、この学則その他本学の定める規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者を教授会及び教育研究会議の議を経て懲戒することができる。

2 前項の規定による懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなくて出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

#### 第 1 4 章 地域貢献

(地域貢献)

第 6 0 条 本学は、広く県民に学習の機会を提供するため公開講座等を開設するとともに、地域社会の発展に資するため地域課題の研究や成果の還元を行う。

第 1 5 章 雑則

(名誉教授)

第 6 1 条 本学に学長、教授、助教授又は講師として多年勤務した者であって、教育上又は学術上特に功勞のあったものに対し名誉教授の称号を授与することができる。

2 前項の名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、教育研究会議の議を経て学長が定める。

(委任)

第 6 2 条 この学則及び別に定めのあるもののほか、本学の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2